令和7年度にいただいたご意見・回答

日付	分野	消防・救急
2月4日	ご意見	毎年、清見の彦谷の里や奥飛騨の平湯キャンプ場で焚火台や薪ストーブを設置してキャンプを楽しんでるですが、今年から林野火災警報が導入されたので、現在林野火災警報が発令されてるのか、されてないのか。を一目でわかりやすぐして欲しいです。 そして、焚火台もそうですが薪ストーブもメーカーも色々あり形状も安全性もさまざまなのでキャンプ場に再確認して改めてルールを明確にして欲しいです。
	回答	この度は、お問い合わせいただき、ありがとうございます。 高山市においては、全国的に導入が進められている林野火災警報については、従前からの火災警報により対応しています。 火災警報の発令周知については、市域全体でのサイレンの吹鳴、高山市ホームページへの掲載（※1）、市安全安心メール登録者（※2）へのメール通知などで周知を行っています。 火災警報の発令時は、次のような火の使用制限があります。（高山市火災条例第３９条） １　山林、原野などにおいて火入れ又は喫煙をしないこと。 ２　煙火を消費しないこと。 ３　屋外において火遊び又はたき火をしないこと。 ４　屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の附近で喫煙をしないこと。 ５　残火(たばこの吸殻を含む。)、取灰又は火粉を始末すること。 薪ストーブは、煙突から火の粉がでない構造であれば使用は可能です。その他キャンプ用品で火を使用するものについては、火が見えるものは火災警報の発令時には使用できません。ただし、バーベキューを行う施設、設備、器具は使用ができます。 これらのことについては、広報紙等で周知していますが、今後はキャンプ場に直接出向き、周知を図ることも検討しています。 （※1）火災警報の発令は、高山市ホームページトップに掲載されます。 （※2）市安全安心メール登録方法は、高山市ホームページ＞オンラインサービス＞メール配信サービス＞で登録作業ができ、欲しい情報の「安全安心」を選択いただければ火災警報の発令時、情報が提供されます。 貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。